

## 新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の 火葬等の取り扱いについて

感染症で亡くなられた方の火葬については、感染拡大防止のため「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン（厚生労働省）」により以下のとおり対応いたします。

項 目	内 容
予約・受付時	予約時に、必ず新型コロナウイルス感染症で亡くなられた遺体であることをお伝え願います。
ご遺体の受入れ	ご遺体は、非透過性納体袋に収容・密閉し、納体袋の表面を消毒後に納棺した状態としてください。
火葬時間	原則17時（特別枠）とし、当面の間、原則1日1件とします。しかし、予約状況により、時間の変更または、友引の日13時（特別枠）での対応となる場合もあります。
来場者について	ご遺族及びご会葬者の方のご来場は控えさせていただきます。火葬中は、待合室、待合ホールのご利用もできません。 ご迷惑をおかけして申し訳ありませんが、ご理解とご協力をお願いいたします。
火葬・収骨	収骨については、基本にご遺族は立ち会わず葬祭業者立会いのもと収骨担当者が行います。葬祭業者、ご遺族の了承があれば立ち会わず収骨担当者のみで行います。収骨後ご遺族に手渡します。  火葬場職員は、マスク、ゴーグル、ビニール手袋、防護服の着用で対応させていただく場合があります。